



(公財) 国際宗教研究所 宗教情報リサーチセンター

「ラク便利」 小特集

→他の論文・研究ノート・小特集のバックナンバーは[こちら](#)をご覧ください。

*印刷してご利用の際は2頁目以降を印刷して下さい。

小特集①

天皇代替わりに伴う諸儀礼とそれをめぐる議論

はじめに

2019年4月30日、天皇陛下が退位され、翌5月1日、皇太子さまが新天皇として即位された。天皇の退位は江戸時代後期の光格天皇(1817年退位)以来202年ぶりで、憲政史上初となる。「平成」の時代は終わり、元号も「令和」に改元された。

2016年8月の退位の意向がにじむ天皇陛下のビデオメッセージの公開から、退位の実現まで2年9ヶ月。終身在位を原則とした近代天皇制には、退位に関する憲法や皇室典範上の規定はない。このため政府は「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」(以下、「退位特例法」)を2017年6月9日に成立させ、一代限りの特例法として今回の退位に対応することとした[→『ラーク便り』75号小特集①参照]。

今回の代替わりについて政府は、憲法との整合性に注意を払い、皇位が直接譲り渡されたり、天皇の地位が神話に基づくと受け取られたりしないよう努めてきた(毎日・東京4/30)。本稿では2019年の天皇代替わりに伴って行われた退位関連儀式、即位の礼および大嘗祭関連諸儀式を時系列に沿って整理する。あわせて代替わりによる公務の引き継ぎ、皇位の安定継承に向けた議論の現在も確認したい。

1. 平成最後の1ヶ月、天皇陛下のご公務など

4月4日、天皇・皇后両陛下は皇居・御所でパナマのバレラ大統領夫妻と会見された。在位中の外国首脳との会見はこれが最後となった。5日、陛下はマレーシアとサウジアラビアからの新任大使からのあいさつを受ける「信任状奉呈式」に臨まれた。奉呈式は新任の駐日外国大使が本国から持参した信任状を受け取る国事行為で、今回が平成最後の式となった。11日には皇居内の生物学研究所脇にある苗代で、天皇陛下は最後の種もみまきをされた。皇居の稲作は昭和天皇が始めたもので、稲は宮中祭祀などで使われる(日経・東京4/12)。26日、両陛下は最後の皇居外公務となる東京都千代田区の憲政記念館で開かれた「みどりの式典」にご臨席された。同日午後、両陛下は皇居内で清掃ボランティアと面会され、天皇陛下は内閣から上がった書類に署名・捺印された。27日から29日には公務はなく、両陛下は30日夕方の「退位礼正殿の儀」に臨まれた。

2. 退位関連儀式

(1) 退位報告の儀式

退位関連儀式は2019年3月12日の「かしこころ賢所に退位及びその期日奉告の儀」からはじまった。本稿の収録期間では以下の儀式が行われている。

天皇・皇后両陛下は4月17日から19日にかけて三重県を訪問し、18日、「神宮に親謁の儀」に臨まれた。伊勢神宮に参拝し、皇室の祖神とされる天照大神に退位を報告するためのもので、在位中最後の地方訪問となる。今回の訪問では、皇位とともに受け継ぐ三種の神器のうち剣と璽(けんじ)(勾玉)を皇居から携行する剣璽動座も5年ぶりに実施された。4月23日、両陛下は東

京都八王子市の武蔵野陵墓地を訪れ、昭和天皇陵に退位を報告する「昭和天皇山陵に親謁の儀」に臨まれた。退位関連儀式のうち、在位中に皇居外で行う最後の行事となった。

なお日程の関係で退位後となった「大正天皇山陵に親謁の儀」は6月6日に、「孝明天皇陵に親謁の儀」と「明治天皇山陵に親謁の儀」は6月12日にそれぞれ行われた。退位に伴う一連の儀式はこれですべて終了した。

(2) 退位礼正殿の儀

4月30日、天皇陛下の退位の儀式が行われた。午前10時、皇居・宮中三殿にて宮中祭祀「退位礼当日賢所大前の儀」と「退位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀」が行われた。陛下は重要行事の際に着用される^{こうろぜんのごほう}黄櫨染御袍に身を包み、宮中三殿の中央にある賢所に入られた。賢所には天照大神の^{みたましろ}御霊代とされる鏡が祀られている。内陣で陛下は拝礼した後、退位礼を執り行うとの趣旨の御告文を大和言葉で読み上げられた。賢所の両隣にある皇霊殿と神殿でも同様の儀式が行われた。

同日午後5時、宮殿・松の間で「退位礼正殿の儀」が行われた。退位を国民に広く明らかにするために新設された儀式であるが、「できるだけ簡素にしたい」という陛下の意向（毎日・東京4/30）、また憲法との整合性にも配慮され、約10分間の短いものとなった（毎日・東京4/19、読売・東京5/1、朝日・東京5/1）。

退位礼正殿の儀は憲法に定められた天皇の国事行事として行われた。天皇陛下が皇后さまと宮殿・松の間に入られた後、侍従が剣、璽、天皇が国事行為で使う国璽と御璽を「案」と呼ばれる机の上に置いた。首相が「国民代表の辞」を述べ、次いで天皇陛下が最後の「おことば」を述べられた。その後、天皇陛下は剣璽と国璽、御璽を持った侍従らと共に退出。皇后さまと他の皇族方が続いて退出、儀式は終了した。

政府は退位特例法の制定から儀式の実施まで、憲法との整合性に配慮してきた。天皇が生前に皇位を退くことは歴史的には「譲位」と呼ばれ、儀式の名称も「譲国の儀」であった。天皇を国民統合の象徴としている現憲法下では、天皇は自らの意思で皇位を譲ることはできない。このため退位礼正殿の儀では首相が先に挨拶することで天皇の意思に基づく退位でないことを明確にし、退位特例法に伴う退位であることが強調されている。また、「譲位」の語の使用も避けられた（読売・東京5/1、朝日・東京5/1ほか）。

神道政治連盟などの保守派は、皇位のあかしとされる神器を直ちに引き継がなければ皇位に空白が生じるとして、退位と即位の儀式を連続で行う必要があると主張していた。しかし退位と即位の儀式が一体化されれば「譲位」としての色彩が強まるとして、政府は厳格にこれらを分離。保守派の懸念していた空位は、退位特例法第二条「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。」の規定により生じていない。神器も、皇室経済法の規定に基づき、5月1日午前0時に新天皇のもとに移った。天皇陛下のビデオメッセージに端を発した退位は、あくまで憲法に沿った皇位継承であることが求められたのである（朝日・東京5/1）。

3. 即位の礼および大嘗祭関連儀式

(1) 剣璽等承継の儀・即位後朝見の儀

皇太子さまは5月1日午前0時をもって第126代天皇に即位された。元号も令和へと改元。平成時代の天皇陛下は上皇となられ、秋篠宮さまは皇位継承順位1位の皇嗣として皇太子の役割を担われる。

午前10時30分、皇位のしるしとされる神器などを引き継ぐ「剣璽等承継の儀」が宮殿・松の間で行われた。天皇陛下は燕尾服に国内最高位の勲章「大勲位菊花章頸飾」を首からかけて入場された。皇位継承順位1位の秋篠宮さま、同3位で上皇さまの弟・常陸宮さまが続かれ、三権の長や閣僚ら26人が参列。前例を踏襲し、皇位継承権のない女性皇族の参列はなかった。陛下が壇上に立たれると、剣と璽、国璽・御璽をもった4人の侍従が一行になって入場し、案に置いた。陛下は剣璽を手にした侍従とともに退場された。儀式は約7分で終了した(朝日・東京・夕5/1・日経・東京・夕5/1)。

午前11時12分、同じ松の間にて「即位後朝見の儀」がはじまった。天皇陛下とロングドレス姿の皇后雅子さまが入場し、皇族方が続いた。国民の代表として安倍首相ら三権の長や、閣僚、都道府県知事やその配偶者ら292人が参列した。陛下は「日本国憲法及び皇室典範特例法の定めるところにより、ここに皇位を継承いたしました」と即位を宣言され、安倍首相が「国民代表の辞」を述べた(朝日・東京・夕5/1、読売・東京・夕5/1)。

(2) 即位の礼と大嘗祭の期日報告のための儀式

5月8日午前、天皇陛下は皇居・宮中三殿で「賢所に期日奉告の儀」に臨まれた。国内外に広く即位を宣明する「即位礼正殿の儀」を10月22日に、重要祭祀「大嘗祭」の中心儀式「大嘗宮の儀」を11月14・15日に執り行うことを歴代天皇などに奉告する儀式であり、天皇として初めての宮中祭祀となる。黄櫨染御袍をまとい剣と璽を持つ侍従を従えた天皇陛下は、賢所から順に三殿を参拝し、二つの儀式の期日を告げる「御告文」を読み上げた。天皇陛下に続き、皇后さまも髪を後ろで束ねた「おすべらかし」に、十二単の略装に当たる五衣・小袿・長袴の古式装束姿で三殿を巡られた。皇后さまが三殿全てに参拝するのは2002年12月以来、約16年ぶりとなる(読売・東京・夕5/8、東京・東京5/9)。

同日午後、「神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀」が宮殿・竹の間で行われた。この儀式は即位の礼と大嘗祭の期日を伊勢神宮のほか、神武、孝明、明治、大正、昭和の各天皇陵に報告するため、天皇陛下の使い「勅使」を派遣するのである。天皇陛下は御引直衣と呼ばれる装束姿で、山本信一郎宮内庁長官を介し勅使に「御祭文」を授けた(朝日・東京5/9、伊勢・津5/9)。

勅使は5月10日、伊勢神宮を訪れ、天皇陛下からの奉納品を納める「奉幣の儀」に臨んだ。勅使は衣冠と呼ばれる黒の装束姿に太刀を携え、神宮を参拝。黒田清子祭主ら約30人と内宮参道を進み、正宮で御祭文を読み上げ、即位礼正殿の儀と大嘗祭の期日を報告した。報告は伊勢神宮外宮や、神武天皇の陵(奈良県橿原市)などでも行われた(読売・東京5/11、伊勢・津5/11ほか)。

(3) 齋田点定の儀

5月13日、「齋田点定の儀」が皇居・宮中三殿の神殿前で行われた。これに先立ち、5月8日には儀式で使用するアオウミガメの甲羅や、甲羅を炙る「火炉」と呼ばれる道具などが公開されている。儀式では甲羅を炙りひびの割れ具合をみる古来の占い「亀卜」を行い、大嘗宮の儀で供える新米の産地(齋田)を決める。亀卜は、皇室の祭祀を司る掌典が執り行うが、秘儀のため詳細は明らかにされていない(読売・東京4/4、産経・東京5/9)。

今回の齋田点定の儀では、東から栃木県が、西から京都府が選ばれた。儀式は13日午前、国中の神々をまつる神殿の前庭に設けられた「齋舎」の幕内で始まり、約40分で終了した。選ばれた両府県では歓迎の声があがった(朝日・東京・夕5/13、読売・東京・夕5/13ほか)。

4. 代替わり後のご公務など

5月1日午前10時過ぎ、天皇陛下は剣璽等承継の儀と即位後朝見の儀を国事行為として行うことを閣議決定した政府からの文書を確認し、「裁可」された。これが即位後初の国事行為となった。

5月4日、天皇陛下の即位を祝う一般参賀が皇居・宮殿にて行われた。陛下が天皇として初めて多くの国民の前に出られる行事とあって、平成以降では上皇陛下がお出ましになる最後の一般参賀となった今年1月の15万4,800人に次いで2番目となる14万1,130人が訪れた(読売・東京5/5、日経・東京5/5)。

この他の即位後初の主なご公務として、5月16日のルクセンブルク・ブルネイの新任大使への信任状奉呈式、5月22日の雅子さま初の単独公務として全国赤十字大会ご臨席、5月23日の春の叙勲の大綬章親授式、5月27日のトランプ米大統領歓迎行事・宮中晩餐会などがあった[→国内【7. 皇室】参照]。

皇位継承第1位の皇嗣となられた秋篠宮さまは、代替わり後、多忙を極められている。宮内庁は代替わりに際し、皇室の活動の分担などを整理。秋篠宮ご夫妻は両陛下が取り組まれてきた7つの地方公務のうち4つを受け継がれる。ご夫妻には以前から継続して参加する地方行事も多く、多忙なスケジュールを心配する声も宮内庁内にはあるという(東京・東京5/1、5/18ほか)。

5. 皇位の安定継続に向けた議論

皇位のあかしである神器などを引き継ぐ剣璽等承継の儀は、皇位継承資格を持つ男性の成人皇族のみの参列となる。平成の代替わりでは6人の男性皇族の出席があったが、今回は秋篠宮さまと常陸宮さまのみであった。政府関係者によると、継承権のない女性皇族が出席すれば「女性・女系天皇の容認に転じた」とらえられかねない」との判断があったという(朝日・東京5/2、日経・東京5/2)。とはいえテレビ中継された剣璽等承継の儀の映像は、皇位継承資格者の減少を強く印象付けるものとなったといえるだろう(読売・東京・夕5/1)。

菅義偉官房長官は4月24日、安定的な皇位継承を確保するための方策について、即位に関する儀式が一段落する11月以降、検討に取り組む考えを示した(毎日・東京4/25)。女性・女系天皇の容認や、女性皇族が結婚後も皇室に残る「女性宮家」創設の是非が争点となる。

共同通信社が5月1、2日に実施した世論調査によると、女性天皇賛成は79.6%で、反対の13.3%を大きく上回っている(東京・東京5/3、毎日・東京5/3)。新聞各社の世論調査でも、朝日新聞は、女性天皇容認76%、女系天皇容認74%、女性宮家創設賛成は50%(朝日・東京4/19)、読売新聞は、女性天皇賛成79%、女系天皇賛成62%(読売・東京5/20)、産経新聞の調査でも女性天皇賛成78.3%、女系天皇賛成64.2%、女性宮家創設も64.4%が賛成の意を示したという(産経・東京5/14)。世論の関心は高いといえるが、安倍首相は女性・女系天皇、女性宮家創設への慎重姿勢は崩しておらず、政府内で制度見直しの機運は高まっていないとも報じられている(東京・東京5/1、読売・東京5/2)。野党各党も皇位継承に関する見解を続々と示しているが(読売・東京6/12ほか。詳細は国内【6. 政治と宗教】参照)、検討には政治日程の影響(毎日・東京5/2)や野党共闘の演出なども絡み(産経・東京6/5)、今後どのように議論が深められていくかは不明である。

おわりに

前回の剣璽等承継の儀は昭和天皇の崩御からわずか3時間半後に行われ、平成の儀式は深い悲しみの中で行われた。即位儀式と葬儀は同時進行であり、喪に服しながらの皇位継承であった。対して今回の皇位継承に伴う一連の儀式、また平成から令和への改元は晴れやかな雰囲気の中で行われ、祝賀ムードの中かで儀式は進んでいった(読売・東京・夕5/1、毎日・東京5/2)。

こうした変化には、天皇に対する人々の意識が大きく変わった影響も指摘される。上皇・上皇后ご夫妻の「平成流」と呼ばれた戦没者慰霊の旅や被災地で膝をついて人々を見舞う姿は多くの国民に肯定的に受け止められ、「皇室に親しみをもつ」との世論調査の回答が平成の終わりには過去最高の76%という数値を示すに至っている(朝日・東京4/19)。しかしこのことで、天皇制について、天皇の存在そのものについて改めて問い直すという論調はあまり見られなかったとの指摘もある(朝日・東京5/3)。

さらには「象徴の二重性」といった課題もある。政府は退位関連儀礼の準備段階でも「二重権威」の回避に努めてきたが(日経・東京5/1)、象徴天皇制の下、初めて経験する上皇の活動に対する国民の反応はこれから示される。

即位の礼および大嘗祭関連諸行事は5月の齋田点定の儀でいったん一区切りが付き、今後は10月の即位礼正殿の儀、そして11月の大嘗宮の儀に向けて準備が進められていくことになる。棚上げされ続けている論点は、今後どのように進展していくのだろうか。現時点では不透明である。

退位関連儀式

※太字は収録期間内に行われたもの

2019年3月12日	○賢所に退位及びその期日奉告の儀	賢所
同日	○皇祖殿神殿に退位及びその期日報奉の儀	皇霊殿・神殿
同日	○神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀	宮殿
3月15日	○神宮に奉幣の儀	伊勢神宮
同日	○神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀	各山陵
4月18日	○神宮に親謁の儀	伊勢神宮
4月23日	○昭和天皇山陵に親謁の儀	昭和天皇山陵
4月30日	○退位礼当日賢所大前の儀	賢所
同日	○退位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀	皇祖殿・神殿
同日	◎退位礼正殿の儀	宮殿
6月6日(退位後)	○大正天皇山陵に親謁の儀	大正天皇山陵
6月12日(退位後)	○孝明天皇陵に親謁の儀	孝明天皇山陵
同日	○明治天皇山陵に親謁の儀	明治天皇山陵
	○=大礼関係の儀式 ◎=国事行為	
主な即位の礼及び大嘗祭関係所儀式等		
2019年5月1日	◎剣璽等承継の儀	宮殿
同日	◎即位後朝見の儀	宮殿

5月8日	○賢所に期日奉告の儀	賢所
同日	○神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀	宮殿
5月10日	○神宮に奉幣の儀	伊勢神宮
同日	○神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀	各山陵
5月13日	○斎田点定の儀	神殿
7月26日	○大嘗宮地鎮祭	皇居東御苑
10月22日	○即位礼当日賢所大前の儀	賢所
同日	○即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀	皇霊殿・神殿
同日	◎即位礼正殿の儀	宮殿
同日	◎祝賀御列の儀	宮殿～赤坂御用地
10月22,25,29,31日	◎饗宴の儀	宮殿
11月8日	○神宮に勅使派遣の儀	宮殿
11月14日	○大嘗祭当日神宮に奉幣の儀	神宮
同日	○大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀	賢所
同日	○大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀	皇霊殿・神殿
11月14～16日	○大嘗宮の儀	皇居東御苑
11月16,18日	○大饗の儀	宮殿
未定	○即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	神宮
神宮に親謁の儀の後	○即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に親謁の儀	各山陵
神宮及び各山陵に親謁の儀の後	○即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	賢所
同日	○即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀	皇霊殿・神殿
同日	○即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	賢所
	○=大礼関係の儀式 ◎=国事行為	

参考資料

宮内庁 HP 「ご即位・大礼の主な行事・儀式」 (<http://www.kunaicho.go.jp/20years/20kiroku/sokui-01.html> 2019年8月31日確認)

宮内庁 HP 「退位の礼関係諸儀式の式次第(案)」 (<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/tairei/pdf/shiryo310308-1.pdf> 2019年8月31日確認)

宮内庁 HP 「(2019年7月19日更新)即位の礼関係諸儀礼(予定)」 (<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/koho/kohyo/pdf/syogishiki-j-e.pdf> 2019年8月31日確認)

宮内庁 HP 「即位の礼及び大嘗祭関係所儀礼等(予定)について」 (<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/tairei/pdf/shiryo010703-5.pdf> 2019年8月31日確認)

[文責：丹羽宣子]